

標 題：

日本籍船舶の検査範囲の拡大

NKテクニカル インフォメーション

No. : 256

Date : 平成 10 年 5 月 8 日

関係船主・造船所各位：

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

1998 年 3 月 25 日付 運輸省令第 10 号により「船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、これにより日本籍 NK 船級船に対する NK の検査範囲が拡大され、1998 年 7 月 1 日より施行されることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、詳細は近々発行される鋼船規則等の改正を御参照下さい。

1. 新たに NK の検査対象となる設備

以下の設備が NK の検査対象として追加される。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 救命設備 | (5) 昇降設備 |
| (2) 居住設備 | (6) 作業用救命衣 |
| (3) 衛生設備 | (7) 漁船及び水中翼船の復原性 |
| (4) 航海用具 | |

2. NK が交付する条約証書の追加

- (1) 「貨物船安全設備証書」(SE 証書)を NK が交付できることとなった。
- (2) 国が既に交付した SE 証書の裏書(中間検査)については船主の希望により
 - a. 当該 SE 証書に NK が裏書きする。又は
 - b. 当該 SE 証書を国に返納し、新たに NK が SE 証書を発行(有効期限は引き継ぐ)する。のいずれかが可能となった。

3. 経過措置

7 月 1 日以降の最初の定期的検査から NK が検査することとなった。

添付： 1. 船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令について
2. 官報 (号外 第 57 号)

本件に関する具体的な NK への検査移行の方法、検査申請の方法等につきましては、現在、運輸省と調整中であり、具体的な要件が確定しましたら追って通知する予定です。

担当部所：日本海事協会 開発部

電話：03-5226-2025

FAX：03-5226-2024

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約
及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を
改正する省令について

平成10年3月
海上技術安全局

1. 改正の概要

船舶安全法第8条の規定に基づき運輸大臣の認定を受けた船級協会（財団法人 日本海事協会：以下「NK」という。）により船級を与えられた船舶（以下「船級船」という。）については、特定の検査項目に関し、NKの検査への合格をもって国が行う検査に合格したとみなしているが、今般、一層の民間能力の活用及び受検者負担の軽減を図る観点から、国が行う検査に合格したとみなされる検査項目の拡大を行う。

2. 主要改正点

(1) 国の検査に合格したとみなされる検査項目の追加：

国が行う検査に合格したとみなされる検査項目に、「救命設備等（救命設備、居住設備、衛生設備、航海用具、昇降設備、作業用救命衣及び漁船等の復原性）」を加える。

(2) NKが交付する条約証書の追加：

船級船について、国が行う検査に合格したとみなされる検査項目の追加に伴い、上記「救命設備等」の一部が条約要件に適合していることを示す「貨物船安全設備証書」をNKが交付できることとする。

(3) 船舶検査手数料の改正：

今回の措置により、船級船については、国が行う検査項目の範囲が減少するため、国の検査の手数料を減額する。

(4) その他：

今回の措置に伴い、船舶検査証書等の交付申請手続きを改正するとともに、今次改正に必要な経過措置等の所要の改正を行う。

3. 公布・施行日

公 布： 平成10年3月25日
施 行： 平成10年7月 1日



(号 外)
大蔵省印刷局発行

目 次

〔法 律〕

○特定非営利活動促進法(七)

〔政 令〕

○文部省組織令の一部を改正する政令(四九)

○消防法施行令の一部を改正する政令(五〇)

○国民年金法等による年金の額の改定に関する政令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(五一)

○国家公務員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(五二)

○平成七年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(五三)

○私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(五四)

○平成七年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令(五五)

(五五)

○農業者年金基金法による年金の額の改定等に関する政令の一部を改正する政令(五六)

○私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令(五七)

○農林漁業団体職員共済組合法施行令の一部を改正する政令(五八)

○雇用保険法施行令の一部を改正する政令(五九)

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律第六条第四項等の審議会を定める政令の一部を改正する政令(六〇)

○予算決算及び会計令の一部を改正する政令(六一)

○造幣局特別会計法施行令の一部を改正する政令(六二)

○輸出入貿易管理令の一部を改正する政令(六三)

○蘭糸価格安定法施行令の一部を改正する政令(六四)

○製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令(六五)

○商工会議所法施行令の一部を改正する政令(六六)

○農業協同組合財務処理基準令の一部を改正する政令(六七)

〔省 令〕

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(文部二)

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一四)

○犬の輸出入検疫規則の一部を改正する省令(同一五)

○商工会議所法施行規則の一部を改正する省令(通産一五)

○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部を改正する省令(同一六)

○一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(同一七)

○鉱山坑内用品検定規則の一部を改正する省令(同一八)

○船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び海難喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令(運輸一〇)

○粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(労働一〇)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同一一)

○中小企業退職金共済法施行規則及び中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

〔告 示〕

○粉失の届出があつた旅券を無効とする件(外務七五)

○日本赤十字社が募集する寄付金を寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金として承認する件(大蔵八八)

○寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件の一部を改正する件(同八九)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱のの特例に関する省令第二条第一項に規定する歳入徴収官及び分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件(同九〇)

○支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令第三条第一項第一号に規定する大蔵大臣が指定する官署を指定する件の一部を改正する件(同九一)

○国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件の一部を改正する件(社会保険庁七)

○家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを公示する件(農林水産五〇五)

○粉じん障害防止規則第十一条第一項第五号の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める件の一部を改正する件(労働二九)

○粉じん障害防止規則第十二条第二項第四号の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める件(同三〇)

○粉じん障害防止規則第十二条第一項の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める件(同三一)

○粉じん障害防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき労働大臣が定める要件を定める件(同三二)

○労働安全衛生法第五十七条の二第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(同三三)

○都市計画に関する件(建設八六二、九〇六)

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件(自治九五)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

6 「印」の蓋は、押印をすることとされている事項について「レキタムアル・ムス」による押印を行う場合にあっては、押印をする。
7 押印をしない場合は、捺印する。

附則

- この省令は、平成十年四月一日から施行する。
- この省令の施行前に改正前の鉱山坑内用品検定規則第四条第一項の規定による検定申請書の提出があつたときは、当該提出に係る検定については、なお従前の例による。

〇運輸省令第十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五十一条、第八十一条、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四及び第二十九条ノ八の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年三月二十五日

運輸大臣 藤井 孝男

船舶安全法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

- 第一條 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第三十二條第二項中「同項の」を削り、「船級協会」の下に「（同項の認定を受けた船級協会をいう。第四十七條第一項を除き、以下同じ。）」を加える。
第三十五條を削り、第三十四條に見出しとして「（法第十条第一項ただし書の命令で定める船舶）」を付し、同条を第三十五條とし、第三十三條の次に次の一條を加える。
（船舶検査証書の交付申請）
第三十四條 法第八条第一項の船舶であつて法第四条第一項ただし書若しくは第二項又は第三十二條ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しないものに係る船舶検査証書の交付を受けようとする者は、船舶検査証書交付申請書（第十号様式）を管海官庁に提出しなければならない。
2 船舶検査証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて船舶検査証書の交付を受ける場合にあっては、第三号に掲げる書類及び船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。

- 一 船舶検査証書
- 二 船舶検査手帳
- 三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

- 管海官庁は、船舶検査証書を初めて交付するときは、当該船舶検査証書と併せて船舶検査手帳を交付するものとする。
第四十三條の次に次の一條を加える。
（臨時航行許可証の交付申請）
第四十三條の二 第三十四條第一項の船舶に係る臨時航行許可証の交付を受けようとする者は、臨時航行許可証交付申請書（第十六号の二様式）を管海官庁に提出しなければならない。
2 臨時航行許可証交付申請書には、船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）及び船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書を添付しなければならない。
第四十六條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 船級協会は、法第八条第一項の検査を行った場合は、当該検査に関する事項を記録するため、船舶検査手帳に必要な事項を記載するものとする。
第四十六條の二第一項中「同表第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号から第六号」を「第一号から第七号まで」に、「第二号から第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同項の表第一

号上欄中「となる船舶」の下に「（次号に掲げる船舶を除く。）」を加え、同号下欄中「いう」の下に「次号において同じ。」を加え、同表第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八條第二項の表第一号上欄に掲げる船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）であつて、同号下欄に掲げる時期及び同条第三項に規定する時期を経過する船舶
検査基準日から起算して一月を超えない範囲内

第四十六條の二第二項及び第三項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号から第六号まで」を「第三号から第七号まで」に改める。
第四十七條第三項中「法第八条第一項の認定を受けた」及び「（以下「船級協会」という。）」を削る。

第四十七條の二を削る。
第六十五條の二第二項中「第三十二條まで」の下に「第三十四條第一項及び第三項」を、「第四十二條」の下に「第四十三條の二第一項」を、「第九号様式」の下に「第十号様式」を加える。
第六十六條第八項を次のように改める。
法第八条第一項の船舶の法第五条の検査（特別検査を除く。）の手数料の額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、七千六百円とする。

第六十六條第十項中「場合は」を「場合（法第八条第一項の船舶について受ける場合を除く。）は、」に改め、同条第十四項中「又は予備検査合格証明書」を「若しくは予備検査合格証明書」に改め、「若」の下に「又は第三十四條第一項の船舶に係る船舶検査証書若しくは臨時航行許可証の交付を受けようとする者」を加える。

別表第三中 小型船舶に係る船舶検査手帳の交付

小型船舶に係る船舶検査手帳の交付	1通につき	5,200円
第34條第一項の船舶に係る船舶検査証書の交付	1通につき	3,650円
第34條第一項の船舶に係る臨時航行許可証の交付	1通につき	2,700円

第十号様式を次のように改める。
第十号様式（第34條関係）

船舶検査証書交付申請書

申請者の氏名又は名称及び住所
年 月 日

下記の船舶の船舶検査証書について、その交付を受けたいので、船舶安全法施行規則第34條第一項の規定により申請します。

船舶所有権の氏名又は名称及び住所	船舶検査証書の交付	船舶検査証書の交付
船舶及び船名	船舶検査証書の交付	船舶検査証書の交付
船舶検査又は定係港	船舶検査証書の交付	船舶検査証書の交付
船舶検査又は定係港	船舶検査証書の交付	船舶検査証書の交付
船舶検査又は定係港	船舶検査証書の交付	船舶検査証書の交付

国際航海に従事する船舶であるかどうかの別			
航行区域 (従業制限)			
最大搭載人員	旅客	船員	その他の乗船者
満載喫水線の位置		制限	汽圧
備考			

(注) 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

第16号の2様式(第43条の2関係)

臨時航行許可証交付申請書

臨時航行許可証交付申請書

年 月 日

申請者の氏名又は
は名称及び住所

印

下記の船舶の臨時航行許可証について、その交付を受けたいので、船舶安全法施行規則第43条の2第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所			
船種及び船名	船舶番号、船舶検査番号 又は船舶登録番号	船舶検査番号 又は船舶登録番号	
総トン数又は船舶の長さ	とう載する旅客の数又は貨物の量		
臨時航行しようとする期間、航路及び理由			
最近一年間に臨時航行許可証の交付を受けて臨時航行した日数			
備考			

(注) 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正)

第二條 海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項中「貨物船安全構造証書」の次に「及び貨物船安全設備証書」を加え、同条第二項及び第三項中「貨物船安全構造証書及び」の次に「貨物船安全設備証書並びに」を加える。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(略海図が交付するもの)」に改め、同様式に次のように加える。

第3号様式(記録簿が交付するもの)(第12条関係)

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全設備証書
CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

この証書は、設備の記録(様式E)によつて補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment (Form E)

記録簿
の印

日本国
JAPAN

検査と証書の発行システムの早期実施に関する国際条約A. 718 (17) に従つて、1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、が発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, and in accordance with Assembly resolution A.718(17) relating to the early implementation of the harmonized system of survey and certification under the authority of the Government of Japan by _____

船舶の要目
Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は番号符号

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

載貨重量(メートル・トン)

Deadweight of ship (metric tons)

船長の氏名(第四号様式第10)

Length of ship (regulation III/3.10)

国際海事移動識別番号

IMO Number

船種の分類

Type of ship

油タンカー

Oil tanker

化学薬品タンカー

Chemical tanker

ガス運搬船

Gas carrier

上記以外の貨物船

Cargo ship other than any of the above

キールが敷え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction or, where applicable, date on which work for a conversion or an alternation or modification of a major character was commenced

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

- 1 この船舶が上記の条約第1章第8規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation I/8 of the Convention.
 - 2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 2. 1 この船舶が消防設備及び火災制御装置について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;
 2. 2 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の備品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;
 2. 3 この船舶が救命索降装置及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;
 2. 4 この船舶が船中に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用行灯について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;
 2. 5 この船舶が灯火、形状物及び音響信号及び通達信号の装置を上記の条約及び航行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;
 2. 6 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention.
 - 3 この船舶が上記の条約第III章第26規則1.1(1)の規定に従って.....
That the ship operates in accordance with regulation III/26.1.1 within the limits of the trade area
 - 4 免状証書が発給されている/発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.
- この証書は、上記の条約第1章第8規則の規定に基づく年次検査及び定期検査が行われることを条件として、.....
まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the annual and periodical surveys in accordance with regulation I/8 of the Convention.

(証書の発給の場所)

において発給した。

Issued at
(Place of issue of certificate)

(発給の日)

(Date of issue)

(発給者の名)
(署名)

年次検査及び定期検査に係る宣誓
Endorsement for annual and periodical surveys

上記の条約第1章第8規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/8 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

年次検査
Annual survey:

場所
Place:

日
Date:

(発給者の名)
(署名)

年次検査/定期検査
Annual/Periodical survey:

場所
Place:

日
Date:

(発給者の名)
(署名)

年次検査/定期検査
Annual/Periodical survey:

場所
Place:

日
Date:

(発給者の名)
(署名)

年次検査
Annual survey:

場所
Place:

日
Date:

(発給者の名)
(署名)

上記の条約第14規則(ii) (iii) の規定に基づく年次検査又は定期検査
Annual/periodical survey in accordance with regulation I/14(ii) (iii)

上記の条約第1章第14規則(ii) (iii) の規定に基づく年次検査/定期検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/periodical survey in accordance with regulation I/14(ii) (iii) of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

場所
Place:

日
Date:

(発給者の名)
(署名)

上記の条約第1章第14規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延

場所
Place:
日
Date:

relating to the early implementation of the harmonized system of survey and certification

~~2 救命設備の詳細~~
~~DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES~~

	総計	人分
1 備えている救命設備 Total number of persons for which life-saving appliances are provided		
2 救命艇の総数 Total number of life boats	左舷 Port side	右舷 Starboard side
2.1 救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them 自己復原部分附置型の救命艇 (第Ⅲ章第 43 規則) の数 Number of self-righting partially enclosed lifeboats (regulation III/43)		
2.2 全附置型の救命艇 (第Ⅲ章第 44 規則) の数 Number of totally enclosed lifeboats (regulation III/44)		
2.3 空気を給式救命艇 (第Ⅲ章第 46 規則) の数 Number of lifeboats with a self-contained air support system (regulation III/45)		
2.4 耐火救命艇 (第Ⅲ章第 46 規則) の数 Number of fire-protected lifeboats (regulation		
2.5		

2.6	III/46) その他の救命艇 Other lifeboats		
2.6.1	数 Number		
2.6.2	型 Type		
2.7	自由降下式救命艇の数 Number of freefall lifeboats		
2.7.1	全船搭載のもの (第五巻第44規則) Totally enclosed (regulation III/44)		
2.7.2	空気自給のもの (第五巻第45規則) Self-contained (regulation III/45)		
2.7.3	耐火のもの (第五巻第46規則) Fire-protected (regulation III/46)		
3	乗組員救命艇の数 (2の救命艇の総数に含まれる。) Number of motor lifeboats (included in the total lifeboats shown above)		
3.1	探照灯を取り付けた救命艇の数 Number of lifeboats fitted with searchlights		
4	救命艇の数 Number of rescue boats		
4.1	2の救命艇の総数に含まれる救命艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above		
5	救命艇 Lifeboats		
5.1	承認された過水装置を必要とする救命艇 Those for which approved launching appliances are required		
5.1.1	救命艇の数 Number of lifeboats		
5.1.2	救命艇に収容される人数 Number of persons accommodated by them		
5.2	承認された過水装置を必要とする救命艇 Those for which approved launching appliances are not required		
5.2.1	救命艇の数 Number of lifeboats		
5.2.2	救命艇に収容される人数 Number of persons accommodated by them		
5.3	第五巻第26規則1.4の規定により要求される救命艇の数 Number of lifeboats required by regulation III/26.1.4		
6	救命艇の数 Number of lifeboats		
7	救命艇の数 Number of lifeboats		
8	イマージョン・スーツ Immersion suits		
8.1	総数 Total number		
8.2	救命艇の要件を満たすイマージョン・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets		
9	保護具の数 Number of thermal protective aids		
10	救命艇において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances		
10.1	レーダー・トランスポンダーの数 Number of radar transponders		

10.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	
3 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約の第五項に定める要件を完全に満たしていないもの SHIPS CONSTRUCTED BEFORE 1 FEBRUARY 1992 WHICH DO NOT FULLY COMPLY WITH THE APPLICABLE REQUIREMENTS OF CHAPTER III OF THE CONVENTION AS AMENDED IN 1988	
救命艇の無線電話装置 Radiotelegraph installation for lifeboat	実際の配置 Actual provision
救命艇の無線及び呼びかけのための特定の式の無線装置 Portable radio apparatus for survival craft	
救命艇の無線及び呼びかけのための非常用位置指示無線装置 (周波数が121.5メガヘルツ及び243.0メガヘルツのもの) Survival craft EPIRB (121.5 MHz and 243.0 MHz)	
双方向無線電話装置 Two-way radiotelephone apparatus	

この記載がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

(記載の発給の場所) において発給した

ISSUED AT

(Place of issue of the Record)

(発給の日)

(Date of issue)

(検査協会名)
(署名)

附則

(施行期日)

第一条 この法令は、平成十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第四十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法令の施行の際現に船舶協会（船舶安全法第一条第一項の認定を受けた船舶協会をいう。以下「同」という。）の船舶の登録を受けている船舶については、当該船舶が施行日以後最初に行われる救命設備（居住設備、衛生設備、航海用具、昇降設備及び作業用救命衣（以下「救命設備等」という。）並びに復原性（第一条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第四十七条の二第二号の船舶（以下「特定船舶」という。）にあつては、救命設備等）に関する船舶協会の検査を受けるまでの間は、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第三十四条及び第四十三条の二の規定は、適用しない。

2 前項の船舶の救命設備等及び復原性（特定船舶にあつては、救命設備等）に関する管海官庁の検査については、当該船舶が施行日以後最初に行われる当該事項に関する船舶協会の検査を受けるまでの間は、なお従前の例による。

3 第一項の船舶が施行日以後最初に行われる救命設備等及び復原性（特定船舶にあつては、救命設備等）に関する船舶協会の検査を受けるまでの間における当該船舶の定期検査及び中間検査の手数の額は、新規則第六十六条第八項及び第十項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成九年七月一日に現に船舶検査証書を受有する船舶については、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日までの間は、新規則第四十六条第一項（表第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三 前条第一項の船舶について船級協会が交付することができる条約証書については、当該船舶が施行日以後最初に行われる救命設備等及び復原性(特定船舶にあつては、救命設備等)に関する船級協会の検査を受けるまでの間は、第二条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○労働省令第十号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項、第四十五条第一項並びに第十八条第一項及び第二項並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十五条第一項第八号の規定に基づき、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年三月二十五日

労働大臣 伊吹 文明

粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

(粉じん障害防止規則の一部改正)

第一条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七章」を「第六章」に改める。

第四条の表第四の項特定粉じん発生源の欄中「箇所」の下に「(別表第二第七号に掲げる箇所にあつては、研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研削し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所を除く。)」を加え、同項措置の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 プッシュプル型換気装置を設置すること。

第四条の表第五の項中「第十四号及び第十五号」を「及び第十四号」に改め、「ふるいわける箇所」の下に「同表第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所」を加え、同表中

七 別表第二第九号及び第十号に掲げる箇所	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
----------------------	---

を

九 別表第二第十号及び第十一号に掲げる箇所	六 別表第二第七号に掲げる箇所(研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械を用いて岩石、鉱物若しくは金属を研削し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所に限る。)	七 別表第二第八号に掲げる箇所(アルミニウムはくを破碎し、粉砕し、又はふるいわける箇所を除く。)	八 別表第二第九号及び第十号に掲げる箇所
-----------------------	--	--	----------------------

一 局所排気装置を設置すること。	二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。	一 局所排気装置を設置すること。 二 プッシュプル型換気装置を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 プッシュプル型換気装置を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 プッシュプル型換気装置を設置すること。
------------------	-------------------------	---	---	---	---

に改める。

第十条の次に次の一項を加える。
2 事業者は、第四条の規定により設けるプッシュプル型換気装置のうち、別表第二第七号、第九号、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源(別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源(前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。)を有する場合に限る。)に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

十 別表第二第十四号及び第十五号に掲げる箇所(別表第二第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所を除く。)